

〒221-0835

横浜市神奈川区鶴屋町三丁目29番地9

タクエー横浜西口第6ビル 6階

望月行政・社労士事務所

TEL (045) 313-6188 FAX (045) 313-6177

<http://www.o-mochizuki.jp/>

出産・育児・介護に対する給付金のご案内

※平成26年3月1日現在の情報ですので、支給金額や支給期間等が異なる場合がございます。

出産育児一時金

内容

健康保険被保険者及びその被扶養者が出産した場合(妊娠4ヶ月以上であれば流産・死産でも)、その一時金として支給されます。

支給要件

健康保険被保険者及び被扶養者となっている者(妻・子やその配偶者等)の出産。
資格喪失後6ヶ月以内に被保険者本人が出産した場合であっても、在職期間が1年以上あれば支給されますが、現加入保険か最後の加入保険のどちらかの選択制になります。



支給金額

法定給付額(現在一児につき42万円)

支給方法

直接支払制度を利用すれば、一時金が直接医療機関等に支払われ、本人が一時金の申請を行う必要がなくなります。直接支払制度を利用するには、出産前に医療機関等にその旨を申し出て、申請・受取に係る代理契約の合意書に署名する必要があります。

直接支払制度を利用しない場合、または出産費用が低いため一時金との差額を請求する場合には、けんぽ協会に一時金の支給申請をする必要があります。

出産手当金(健康保険出産手当金請求書)

内容

健康保険被保険者の出産前後の休業について、通常の賃金額の約6割が支給されます。

支給要件

健康保険被保険者が出産予定日前42日～出産日の翌日から56日までの期間内で欠勤(休業)して、賃金が支給されない場合、または勤務時間短縮等により賃金の支給額が低額である場合に支給されます。なお、多胎妊娠のときは、出産予定日前98日から該当します。

支給金額

1日につき標準報酬日額の2/3相当額が支給されます(低額の賃金が支払われている場合は減額)。

注意点

資格喪失の日の前日(退職日等)まで被保険者期間が継続して1年以上あり、被保険者の資格喪失の日の前日に、現に出産手当金の支給を受けているか、受けられる状態(出産日以前42日目が加入期間であること、かつ、退職日は出勤していないこと)であれば、資格喪失後も引き続き支給を受けることができます。

育児休業給付 (育児休業給付金支給申請書)

内容

雇用保険被保険者の育児休業について、通常の賃金額の約4割が支給されます。

支給期間(育児休業期間)

男性は妻の出産当日より子が1歳になる日の前日(誕生日の前々日)まで。

女性は出産の翌日から数えて57日目より、子が1歳になる日の前日まで。

※ 次のいずれかに該当するときは、子が1歳6月になるまで支給期間の延長をすることができます。

- ・ 保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合。
- ・ 休業期間後に子の養育を行う予定であった者が、病気、死亡、別居等の理由で養育できなくなった場合。

支給要件

- ① 被保険者において育児休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12月以上ある。
- ② 支給期間(育児休業期間)内に育児のために欠勤し、原則として賃金が支給されていない。
(※出勤し、賃金が支給されていても給付を受けることができます。)
- ③ 「育児休業給付受給資格確認票」・「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書」の職業安定所への提出が終わっている。
- ④ 2ヶ月毎の指定支給期間(通常1ヶ月)内に支給申請を行う。

支給金額

休業開始前の賃金より算定した賃金月額の40%相当額。上限は月額 204,750 円。

※ 平成22年6月30日よりパパママ育休プラス制度がスタートしました。これにより、父母ともに育児休業を取得する場合の取扱が従前と異なっています。詳しくは当事務所までお問い合わせください。

介護休業給付 (介護休業給付金支給申請書)

内容

雇用保険被保険者の介護休業について、通常の賃金額の約4割が支給されます。

支給期間(介護休業期間)

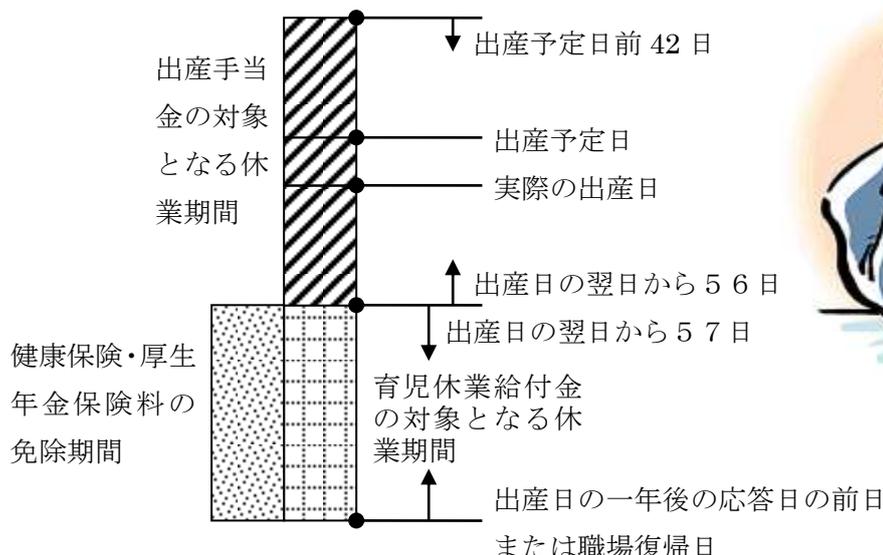
原則として要介護者一人につき93日。

支給要件

- ① 被保険者において介護休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12月以上ある。
- ② 支給期間(介護休業期間)内に常時介護を必要とする同居の家族の介護のために欠勤し、原則として賃金が支給されていない。(※出勤し、賃金が支給されていても給付を受けることができます。)
- ③ 「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書」の職業安定所への提出が終わっている。
- ④ 休業する本人が「介護休業申出書」を会社に提出している。
- ⑤ 介護休業終了日または介護休業開始から3ヶ月を経過した日の翌日から2ヶ月以内に支給申請する。

支給金額

休業開始前の賃金より算定した賃金月額の40%相当額。上限は月額 163,800 円。



※給付金以外の制度について

保険料免除 (健康保険・厚生年金保険育児休業取得者申出書)

内容・免除要件

健康保険被保険者の産前産後の休業期間、健康保険・厚生年金保険料が全額免除される。産前42日から産後56日まで、産後57日から出産日の一年後応答日の前日までの期間内で育児休業(欠勤)した場合、健康保険・厚生年金保険料が会社負担分も含め全額免除されます。

子が1歳から1歳6ヶ月までの期間で、保育所の申込みはしているが、保育所に入れない場合などで、育児休業を継続しなければならない状況にある場合は、再度免除申請をして、保険料免除が受けられます。

子が1歳から3歳までの期間で、育児休業、その他育児休業に準ずる制度を実施している事業所においては、再度免除申請をすることにより、3歳までの育児休業期間中についても保険料免除が受けられます。

産前産後休業・育児休業等終了時報酬月額変更

内容

産前産後休業・育児休業等を終了した際の賃金額をもとに保険料を改定します。

変更要件

産前産後休業もしくは育児休業等を終了した後(育児休業等終了日において3歳に満たない子を養育する場合に限ります。)、育児等を理由に報酬が低下した場合であっても、随時改定の事由に該当しないときは、次の定時決定が行われるまでの間、被保険者が実際に受け取る報酬の額と標準報酬月額がかけ離れた額になります。このため、変動後の報酬に対応した標準報酬月額とするため、育児休業等を終了したときに、被保険者が事業主を経由して保険者に申出をした場合は、標準報酬月額の改定をすることができます。

なお、事業主はこの申出にあわせて、「産前産後休業終了時報酬月額変更届」「保険育児休業等終了時報酬月額変更届」をそれぞれ保険者に届出をしなければなりません。

育児休業等終了時の報酬月額変更制度の詳細については、当事務所までお問い合わせください。

※平成26年3月1日現在の情報です。法改正、判例等により変更される場合がございますのでご了承下さい。